

整理番号	46-8	事務事業名	不登校等対策事業		作成部署	生涯学習部 青少年課	電話	内線607
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	山内平一郎	課長職名	川原一志	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H.7年	根拠法令等						
"終了予定年度"								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	児童生徒を取り巻く社会環境の変化に伴い、ひきこもりや不登校児童生徒が増加していることから、不登校及びその傾向のある児童生徒への適応指導及び相談等を実施し、学校復帰や社会的自立の援助を行うため事業を開始した。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	豊かな心と個性ある文化を育むまち	(第4章)
	節	学校教育	(第2節)
	施策	児童・生徒の健全育成	(第4施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	市内のひきこもりや不登校児童生徒及びその保護者	
	意図(何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	ひきこもりや不登校児童生徒の学校復帰、社会的自立の支援をすると共に、関係機関と連携して未然防止対策に取り組む。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	1.教科指導 2.体験学習(農園、社会見学、調理実習等) 3.保護者懇談会(個人懇談含む) 4.学校訪問(校長、担任等との相談及び情報交換) 5.ひきこもり児童生徒への訪問指導 6.三市適応指導教室交流・情報交換会 7.講演会の開催(保護者、学校関係者を対象) 8.各種指導員研修会への参加 9.教育相談(通級生徒とその保護者)
		17年度	平成17年度より北海道の委託事業を受けNPO法人に業務の一部を委託する。

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	2,600	4,000	2,700	2,700
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	1,201	3,306	4,400	4,400
	合計	3,801	7,306	7,100	7,100
人件費(概算)	人数(年間)	0.03	0.34	0.34	0.34
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	270	3,060	3,060	3,060
総事業費 +		4,071	10,366	10,160	10,160

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	指導日数(日)	207	198	200	200
	在籍児童・生徒数(人)	17	19		
	不登校児童生徒数(人)	38	39		
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	入級者数/不登校児童生徒数	40.0%	48.7%	50.0%	50.0%
	完全復帰者数(人)	1	14		
	段階的復帰者数(人)	3	3		
	【指導員人件費(単位:円)】	2,067,574	2,058,152	2,061,746	2,061,746
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	指導員人件費/在籍児童・生徒数 (単位:円)	121,622	108,324		

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町の動向等
 家庭環境、本人の情緒不安、社会性の未熟など様々な理由により、不登校やひきこもる児童生徒は増加傾向にある。北広島市においても毎年40名以上の児童生徒が不登校となっており、保護者を含めた支援が必要となっている。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	義務教育を基本とした適応指導であり、市が実施する事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	不登校児童生徒の学校復帰を目的とした適応指導事業は、教育の受ける権利・義務・就学支援の視点からも適切である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	適応教室指導員が対応できない補完的な学習や体験活動などは、民生児童委員、学生ボランティア、NPO会員などの協力を得て実施している。また、近隣三市(北広島、恵庭、石狩)が定期的に集い、学習プログラムの成果や情報交流などを通して、適応指導方法の共有化と指導の在り方を検証している。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	16年度における学校復帰者は14名、一部学校復帰者は3名である。また「みらい塾」の3年生全員が卒業し、進学することができた。みらい塾に通級できる生徒も増加した。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト節減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率的 かなり非効率的	不登校児童生徒に関する適応指導教育は、個人の性格・資質に伴う人間教育にかかわることから、指導員を配置しながら個別に指導しており効率的であると考えている。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	ひきこもりや不登校児童生徒に対する教育支援は、特殊教育、障害教育などと同様、教育行政の義務であり、社会で子どもを育てるという大切な役割を担っている。様々な問題や悩みを抱えた子どもが学ぶ意欲、人とふれあう機会を求めて学校以外の適応指導教室に通級することは、在籍校の校長の判断で登校とみなされている。人生の大切な時期に人から学ぶという芽を育てることは、教育の使命であり、市民や社会が認めていることでもある。このようなことから、学校復帰、社会的自立はもとより、進学などの相談や支援なども含めた総合的な支援を目指し、適応指導の充実に努めていく。
【2次評価】	判定	
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	有効性の評価からも一定の成果を上げており、現状のまま継続する。